

第5回 医療法人制度改革 施行に向けての対応

平成19年 税制改正大綱を読む

～減価償却制度の抜本の見直し内容を中心に～

東日本税理士法人
長 英一郎

昨年12月14日に自由民主党より「平成19年税制改正大綱」が公表された。税制改正大綱には、残念ながら社会医療法人の法人税率の優遇措置は記述されず、平成20年へと持ち越しとなった。一方で、新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、減価償却制度が抜本的に見直された。本稿では、医療法人に重要な影響を与える平成19年税制改正について解説する。
(長)

社会医療法人の法人税率は 公益法人制度施行まで30%

■平成19年税制改正大綱

社会医療法人

公益法人制度改革については、制度の詳細設計を踏まえ、平成20年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずる。具体的には、新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競

合の排除の必要性等を踏まえ、検討する。

また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄附金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討するとともに、認定NPO法人制度について、所要の検討を行う。

社会医療法人の法人税率は、平成20年中の公益法人制度施行までは一般の医療法人と同じく30%ということになる。持分の定めのある社団医療法人が社会医療法人の認定を受けても法人税率は30%のままである。ただし、特定医療法人が社会

医療法人の認定を受けた場合は、22%の法人税率が適用される。

また、社会医療法人に寄附をした場合に寄附者に寄附金控除を認めるといった優遇措置も同時に検討事項となっている。

19年4月以降の取得資産は 耐用年数での全額償却が可能に

■平成19年税制改正大綱

全額償却、定率法の償却率

平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額を廃止する。この場合の定率法の償却率は、定額法の

償利率 (1/耐用年数) を 2.5 倍した数とする。

従来、固定資産の償却可能限度額は取得原価の95%までとされていたが、改正により19年4月1日以後に取得する資産については、耐用年数での金額償却が可能となる。たとえば、取得原価の100万円の資産を取得した場合、従来に比べ5万円多く減価償却を損金算入させることが可能となる(図1)。

19年4月1日以前に取得した資産については、償却可能限度額に達するまでは、従来どおりの方法で償却を続け、償却可能限度額に達したのから残った残存価額を5年で均等償却することになる。取得原価100万円が償却可能限度額の95万円に達した場合、残った残存価額である5万円を5年で均等償却することになる(年1万円の償却額)。

改正後の定率法の減価償却率は従来よりアップ

19年4月1日以後に取得する資産について定率法を採用した場合に、償却率は定率法の償却率の2.5倍とするものとされた。改正後の定率法の減価償却率は、従来定率法の減価償却率に比べて大きくなっている(表1)。

たとえば、19年4月1日以後に耐用年数6年の医療機械(取得価額1億円)を購入した場合、「0.415」の償却率(従来は「0.319」)により減価償却を行うことが可能となる。この場合、1年目の減価償却費が約960万円、2年目は約250万円従来よりも減価償却費を多く計上することができるとがである。

ファイナンス・リース取引は26年4月以降、売買処理が必要

平成19年税制改正入則リース取引

リース取引について、次のとおり処理を行う。

(1)ファイナンス・リースに該当するリース取引のうちリース期間の終了時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの(以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という)は、売買取引とみなす。

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法(償却期間をリース

耐用年数	減価償却率	
	定額法	改正後の定率法 (定率法×2.5)
3年	0.333	0.8325
4年	0.25	0.625
5年	0.2	0.5
6年	0.166	0.415
7年	0.142	0.355
8年	0.125	0.3125
9年	0.111	0.2775
10年	0.1	0.25

■表1 減価償却率の比較表(耐用年数3年~10年)

金算入することを意味する。医療法人が行っているリース取引のほとんどはファイナンス・リース取引にあたり、早期に損金算入するという面からは購入のほうが有利になるため、リースを選択する医療法人はか

なり減るかもしれない。

以下、設例をもとに検証してみる。

【設例】

- 医療機械のリース料総額、取得価額はともに1,000万円とする(利息部分は考慮外)
- 耐用年数6年、リース期間5年
- リースの場合、所有権移転外ファイナンス・リース取引の要件を満たす
- 購入の場合の減価償却方法は定率法、リースの場合は減価償却方法は定額法

設例の場合、初年度の総額に対する償却割合は、購入が0.415、リースが0.2となる。そのため、初年度

期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。)とする。

(3)略

(4)平成20年4月1日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。

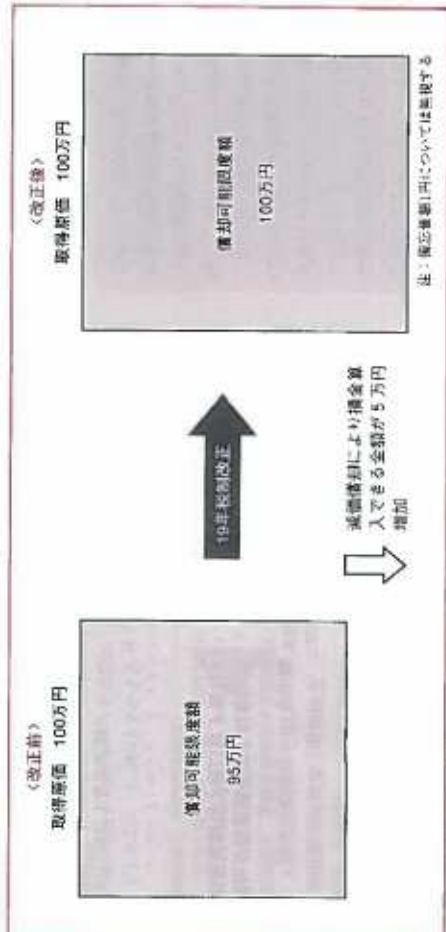
(5)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として結算した場合において、もこれを償却費として取り扱うことその他所定の規定の整備を行う。

従来、賃貸処理(リース料支払時に損金処理)していたリース取引(レンタルを除く)は、20年4月1日以後は売買処理をしなければならぬ。売買処理とは、資産を購入したと同様に減価償却を通じて損



の損金算入できる減価償却費は購入の場合415万円、リースの場合は購入万円となる。つまり、初年度は購入のほうがリースよりも215万円多く減価償却費を計上できることになる。リースを選択すると、(1)借入金提供の必要がなくなる、(2)事務管理の手間の軽減、といったメリットがあるが、初年度の損金算入額で判断すると購入のほうが有利となる。多額の年間利益が見込まれる場合には、総支出額がリースより購入のほうが高くとも、購入を選択するといったことも想定される。

参考文献
 長 英一編、2006、社会医療法人 特定医療法人 Q&A、新文社
 おま・まいつらら
 日本税理士法人、会計士特：〒171-2022 東京都豊島区南池袋2-27-17 グリーンパークビル7F
 E-mail: eitchiro49@bigshinon.co.jp
 URL: http://www.bigshinon.net.jp/



■図1 減価償却の償却可能限度額の改正